

的健康を享受する権利を守るために、今後も、高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

アジア健康構想及びアフリカ健康構想に基づき、各国とのヘルスケア分野における協力覚書の作成等を通じ、事業ベースでの一層の協力に向けた環境整備の推進に向け、引き続き具体的な検討及び取組を進めていく。

### イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

WHOでの議論を基礎として令和2（2020）年に国連総会決議も踏まえ開始されたDecade of Healthy Ageing（健康な高齢化の10年）（注：令和2（2020）年12月には国連総会で同10年に関する決議が日本とチリの主導で採択された）は、人々と家族、そして地域社会が健康的に歳を重ねるために、高齢者・家族・コミュニティに焦点を当て、ライフコース・アプローチによって取り組むものである。各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国はWHOやUNFPAなどの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

締結済のヘルスケア分野における協力覚書に基づき、相手国と確認した事項を一層深化・推進していくこととし、またその他の国々とも、このようなアジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく協力の推進に向けた取組を行っていく。我が国が培ってきた高齢者施策の知見・経験をアジア各国へ共有するため、自立支援に資する介護を実践する介護施設とその取組を紹介するための事例集の作成を進めていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠

組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

## 6 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき<sup>5</sup>、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進する。

また、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」を策定し、取組を強力に進めていく。

また、令和4年4月に全面施行された改正後の女性活躍推進法（行動計画策定等の義務対象の常時雇用労働者数101人以上の企業への拡大）及び令和4年7月に施行された改正後の女活省令（常時雇用労働者数301人以上の企業に対する男女の賃金の差異の情報公表を義務付け）の

着実な履行確保を図る。

特に、男女の賃金の差異については、個々の企業における男女間の賃金の差異の要因分析や雇用管理改善が促進されるよう、都道府県労働局による相談対応や、「民間企業における女性活躍促進事業」における個々の企業の課題を踏まえた支援等により、企業の取組を支援する。

さらに、男女の賃金の差異の情報公表の場として、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」が活用されるよう、データベースの機能強化やコンテンツの充実等により、ユーザビリティの向上を図る。

その他、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定取得の勧奨等により、一般事業主の女性活躍推進法に基づく取組を促進する。

また、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用の取組、様々な課

題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、NPO等の知見を活用した孤独・孤立で困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供の支援、男性相談事業への支援等、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援を行う。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動推進、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組への支援等により、農山漁村における女性活躍を推進する施策を実施する。

(注5) こども基本法（令和4年法律第77号）第9条に基づく「こども大綱」が策定された後は、「こども大綱」等に基づき少子化対策を推進する。